

平成29年(ネ)第373号 原状回復等請求控訴事件

控訴人 兼 被控訴人(一審原告) 中島孝 ほか

被控訴人 兼 控訴人(一審被告) 国 ほか1名

訂 正 書

令和元年9月26日

仙台高等裁判所第3民事部 御中

一審被告国訴訟代理人弁護士 橋渡利美 

一審被告国指定代理人 新谷貴昭 

鈴木和孝 

浅海俊介 

美崎大典 

瀧谷正樹 

吉光正文 

前田和樹 

中島大輝 

保格沙季 

井 上 沙 紀



佐 藤 真梨子



筒 井 督 雄



吉 野 弘 子



小野寺 幸 男



板 橋 三智代



大 江 啓 一



金 沙弥佳



梶 内 勇 作



古 山 繁 樹



酒 井 直 仁



桑 島 奈穂子



石 澤 広 隆



安 斎 守



一審被告国は、一審被告国の令和元年9月13日付け第11準備書面の図表4-1（28ページ）及び図表5（31ページ）につき、以下のとおり、それぞれ訂正する^{*1}。

[図表4-1]

①延宝房総沖地震(1677)と福島県沖の日本海溝沿いの領域との「地震地体構造の同一性」について
① 平成14年当時、既往地震としてのメカニズムと領域が十分に特定されていなかった

- モデル化の前提となる知見は限定的な痕跡を基にした。羽鳥(1975)くらい
(甲B第6号証の3・2-30ページ)

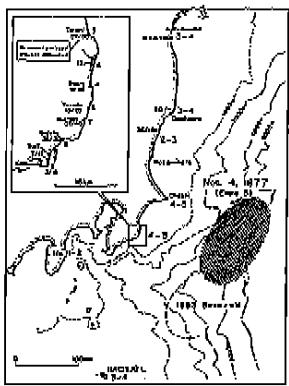


図 1.2.1410 房総沖で発生した既往地震 (羽鳥(1975))

房総半島沖では、図 1.2.1410 に示すように、海溝付近で津波地震と考えられる 1677 年地震津波が発生している。

- 津波地震の可能性が指摘されるが、延宝房総沖地震は慶長三陸地震(1611)以上に知見が少なく、メカニズムや領域等の詳細が不明であった

● 平成14年1月11日 第9回海溝型分科会の議論より ●
「1611年の地震ソースについて、どれくらい分かっているのか?」「多分、資料はあまりない。波源域も得られない。」(中略)「房総沖の1677年の地震も含めてよいか?」「それはもっと分からな
い。」「太平洋ではなく、相模トラフ沿いの地震ともとれる。最近石橋さんが見直した結果では、もっと陸よりにして規模は小さく津波は大きくしたはず。陸に寄せると太平洋プレートの深い地震にな
り、浅いとしたらプレート内の浅い地震になる。」
(甲B第272号証の2-5枚目)

● 平成14年5月14日 第12回海溝型分科会の議論より ●
「1677年は房総沖ではなくて、房総半島の東のずっと陸地近くでM6クラスの地震かもしれない。『歴史地震』に載っている。」
(甲B第272号証の5-4枚目)

※ 津波評価技術は、「概ね信頼性があると判断される痕跡高記録」が残されていれば既往津波として波源設定するため、羽鳥(1975)を基に電力独自モデルを作成
(一審被告国第6準備書面37ページ[図表1]の「波源位置の設定方法1.」に相当)

*1 図表4-1の右下部の囲み部分及び図表5の中央部の囲み部分につき、甲B第272号証の1ないし3及び5から引用した「→」が文字化けにより「？」と表記されていたため。

[図表5]

⑤慶長三陸地震(1611)と福島県沖の日本海溝沿いの領域との「地震地体構造の同一性」について

- ① 既往地震としてメカニズムや領域自体が特定されておらず、十分なモデルが設定できる地震となつていなかつた

● 平成13年12月7日 第8回海溝型分科会の議論より ●
「1611年の地震と869年の地震は全然分からぬ。」 (甲日第272号証の1・7枚目)

● 平成14年2月6日 第10回海溝型分科会の議論より ●
「1611三陸沖の断層はどれくらい確かか?」「相田は波源域が分からぬので津波の計算をしたときの根拠は『1933とほぼ同じ場所で発生しているので同様のプレート間正断層型地震とした』と佐藤良輔断層パラメータ本に書いてある。それが正しいとしたら、正断層型地震は2回起きたことになつてしまふ。要するに江戸時代だから分からぬということ。」「ということなので、1611の場所はよく分からぬ。」 (甲日第272号証の3・6枚目)

● 平成14年5月14日 第12回海溝型分科会の議論より ●
「1611年は津波があつたことは間違ひないが、見れば見るほどわけが分からぬ。」(中略)「そもそもこれが三陸沖にはいるのか?千島の可能性だつてある。」「たまたまそこにしか記録がないから仕方ない。」 (甲日第272号証の5・4,5枚目)

- 大竹名誉教授も、慶長三陸地震が正断層タイプである可能性を指摘する書簡を地震本部に送付 (乙日第370号証)



- ② 慶長三陸地震を発生させた領域と福島県沖の日本海溝沿いの領域との同一性、近似性を議論・検討する以前の状況にあつた

※ 仮に、慶長三陸地震を三陸沖で発生した津波地震とした場合、明治三陸地震の検討と同様に三陸沖と福島県沖の日本海溝沿いの領域では前記②の要件が否定される

以 上